

平成21年 6月15日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2008
 課題番号：19730011
 研究課題名（和文） 占領期における戦後日本法体制の形成過程に関する人的側面からの再検討
 研究課題名（英文） Re-examination of the formation of the Japanese Post-War legal system from the viewpoint of the activities of the legal staffs
 研究代表者
 出口 雄一（DEGUCHI YUICHI）
 桐蔭横浜大学・法学部・准教授
 研究者番号：10387095

研究成果の概要：占領期法制改革の過程において重要な役割を担ったGHQの法律家、特にアルフレッド・C・オプラーとトーマス・L・ブレイクモアについて、アメリカ及び日本における旧蔵史料を調査・収集して分析し、比較法的観点を加味しながら彼らの占領期法制改革への寄与に関する分析枠組みを提示すると共に、刑事司法制度改革（検察審査会法の制定過程）についての実証研究を試みた。併せて、法制改革の前提条件となる、占領管理体制の法的側面に関しても、GHQの法律家の果たした役割を視野に入れて総体的な把握を試みた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,100,000	0	1,100,000
2008年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
年度			
総計	1,900,000	240,000	2,140,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：法制史・比較法・日本史・法律家

1. 研究開始当初の背景

(1) 1990年代以降、国内外において生じたさまざまな社会変動に伴う「戦後日本法体制」の見直しの動きと対応する形で、その最初期の与件となった占領期法制改革についての関心が高まりつつある。例えば、近時の憲法改正に関する議論と併行して、日本国憲法の制定過程についての実証研究が数多く明らかにされている（近時の業績として、例えば古関彰一『日本国憲法の誕生』岩波現代文庫、2009年等）。

(2) しかし、憲法以外の法領域においては、占領期法制改革に関する実証研究は必ずしも進んでいない。既存の研究は、法制改革に携わった日本側関係者の史料を用いた、法解釈学の観点からの検討が多く、その分析は、条文の変遷を時系列的に明らかにする静態的なものとどまる傾向があった。また、占領期法制改革の検討に際して必要不可欠な史料であるGHQ/SCAP文書のうち、法制改革に関する史料を多く含む法務局（Legal Section, LS）文書は、国立国会図書

館憲政資料室において既に公開されているが、他部局の文書よりも公開時期が遅れたこともあり、十分に利用されて来たとは言い難いところがある。

2. 研究の目的

(1) 如上の背景を踏まえ、本研究では、占領政策の実施の主体となったGHQ/SCAP（連合国最高司令官総司令部）の各部局の活動を中心に、占領政策決定機構であるアメリカ国務省や極東委員会等との関係、更に、占領政策の履行を担った地方軍政チームの活動をも視野に入れながら、占領期法制改革の総体的な把握を試みた。

(2) 具体的には、GHQ側で法制改革に深く関わった、アルフレッド・C・オプラー(Alfred C. Oppler)やトーマス・L・ブレイクモア(Thomas L. Blakemore)といった法律家たちの果たした役割に注目し、彼らの旧蔵史料を収集することにより、占領期法制改革の動的なあり方を明らかにすることを目的とした。

(3) 併せて、国立国会図書館、及び、他の機関が所蔵している日本側史料についても、占領期法制改革の実証的研究における利用可能性を検証した。

3. 研究の方法

(1) 日本及びアメリカにおいて関係諸機関が所蔵しているGHQ側の法律家に関する史料を調査し、整理・収集を行うこととした。更に、今後の研究において史料が公開され、広く活用されることを企図し、史料所有者の許諾を得て、その一部についてはデジタルカメラによる史料撮影を行い、電子データ化を図った。

(2) 上記の史料に加え、既に公開されているGHQ/SCAP文書やアメリカ国立公文書館所蔵史料、更に、日本側史料についても再検討を行い、占領期法制改革の全体像について、GHQの法律家の果たした役割に焦点を当てた分析を試み、また、法制改革の前提となる占領管理体制の運営についても、その法的側面に焦点を当てて明らかにしようとした。

(3) (1)のうち、東京都あきる野市において保管されている史料については、地域における歴史的財産としての価値をも明らかにすることに努め、継続的に研究会や勉強会などを開催し得るような枠組みを設定した。

4. 研究成果

(1) GHQの民政局(Government Section, GS)において法制改革に深く携わり、その中核的な役割を果たしたアルフレッド・C・オプラーに関しては、その旧蔵史料(オプラー文書)がニューヨーク州立大学オールバニー校に所蔵されている。この史料に関しては、研究分担者として参加した、平成16年度文部科学省科学研究費(基盤研究(B))「新たな資料を踏まえた占領期統治制度改革に関する包括的研究」による渡米調査において調査・収集を行っている。ドイツ出身の裁判官であり、アメリカに亡命した後GHQの民政局に加わったオプラーに関しては、回顧録が出版されている他(邦訳:『日本占領と法制改革』内藤頼博監修/納谷廣美・高地茂世訳、日本評論社、1990年)、各法領域における法制改革への寄与についての研究もなされているが、本研究では、オプラー文書に含まれていた書簡史料の分析、更に、先行業績及びGHQ/SCAP文書(民政局のオプラーの課は、後に法務局に移管されたため、民政局が関与した法制改革に関する史料の多くは法務局文書に含まれている)等の史料との対照作業を通じて、大陸法と英米法の間と比較法的差異の認識という観点から、占領期法制改革においてアメリカ法継受を抑制し得たと考えられる点、アルベルト・A・エーレンツヴァイク(Albert A. Ehrenzweig)、ルネ・ダヴィド(René David)らの比較法学者との比較を通じて、その日本法把握が大陸法との類似という比較的静態的なものにとどまらざるを得なかったという点について、試論的な枠組みを提示した(雑誌論文②)。

(2) 民政局において、オプラーの下で同じく占領期法制改革に大きく寄与したトーマス・L・ブレイクモアに関しては、関連史料がいくつかの機関に分かれて所蔵されているため、本研究ではまず史料の所在について調査を行い、併せて、可能な範囲でデジタルカメラにより撮影し、電子データ化を行った。戦前に来日経験があり、1941年4月から約半年の間東京帝国大学の学生であったブレイクモアの旧蔵史料(ブレイクモア文書)は、東京都あきる野市の「協同村ひだまりファーム」(ブレイクモアの元別荘、現在は生活クラブ生活協同組合・東京が管理)、及び、ブレイクモアがアメリカに帰国後シアトルに設置したブレイクモア財団の二箇所に分かれて所蔵されている。このうち前者に関しては、2007年8月1日付で生活クラブ生活協同組合・東京と史料撮影に関する覚書を取り交わし、計5箱分の史料を撮影して電子データ化した。このデータの複製は生活クラブ生活共同組合に寄贈され、希望者は許

可を得てデータの閲覧が可能な状態となっている。また、後者に関しては、2007年8月27日から9月2日にかけてブレイクモア財団に赴き、財団所蔵史料（計3箱）を整理して目録を作成した上で、一部デジタルカメラによる撮影を行った。またこの際、ブレイクモア、及び、画家であった夫人のフランシス (Frances Blakemore) について、財団理事長グリフィス・ウェイ氏 (Griffith Way) 及びパトリスア夫人 (Patricia Way) に対するインタビューを行った。また、ブレイクモアに奨学金を提供し、その来日の契機を作った International World Current Affairs に関しては、2008年9月1日から8日にかけての在外調査の際に訪問して史料を収集した。またこの際、同財団からブレイクモアと同じく奨学金を受け、生涯にわたって親交の深かったフィリップス・タルボット氏 (Philips Talbot) に対して、ニューヨークの氏の自宅においてインタビューを行った。

ブレイクモアに関しては、日米双方において、これまでまとまった回顧録や評伝は著されていなかった（なおフランシスに関しては、ブレイクモア財団から近時評伝が出版された (Michiyo Morioka, *An American Artist in Tokyo: Frances Blakemore, 1906-1997*, The Blakemore foundation, Seattle, 2007)）。しかし、2009年5月28日～29日にかけて、ブレイクモア財団と財団法人国際文化会館によるシンポジウムが開催され、ブレイクモアが占領期法制改革及び戦後の法実務に与えた影響について多角的な検討が行う機会が得られた。その際、報告者の一人として、本研究で収集した史料を用いて、ブレイクモアの日本滞在が、著名な比較法学者であるマックス・ラインシュタイン (Max Rheinstein) やハロルド・C・ガッターリッジ (Harold C. Gutteridge)、更に、明治中期に慶応義塾の大学部開設に際し招聘され、法学教育を実践した経験を持つジョン・H・ウィグモア (John H. Wigmore) らの影響下で行われたこと、その経験が、基本的にはオプラーと軌を一にしながらも、占領期法制改革におけるより動的な日本法把握を可能としたのではないかという分析を提示した (学会発表①)。

(3) 占領期法制改革においてオプラーやブレイクモアらGHQの法律家たちが実際に果たした役割については、法領域ごとに日本側・アメリカ側双方の史料を精査して、より実証的な検討を行うことが求められる。その具体的な作業の一つとして、本研究では、2009年5月に裁判員制度と同時に改正法が施行され、その決定に法的拘束力が附与されることになった検察審査会制度の導入の経緯について具体的な検討を行った。

占領開始当初から検討されていた「検察の

民主化」という課題について、オプラーとブレイクモア、更に、立法に深く携わった民政局のハワード・マイヤース (Howard Mayers) らには、アメリカ法の性急な導入への慎重さという点において意見の一致が見られた一方で、GHQの他の部局、更には、民政局内部においても異なる見解が存在し、警察制度改革や地方制度改革等の他領域における「戦後改革」との調整も必要となった結果、起訴陪審制度に代替する形で検察審査会法が制定されるに至った。本研究では、以上の経緯を、GHQ/SCAP文書、更に法務省法務図書館所蔵『連合国総司令部との会談報告関係文書』に含まれる史料を用いて実証的に明らかにした (雑誌論文①、学会報告②)。

(4) 2008年9月1日から8日にかけての在外調査の際、アメリカ国立公文書館において収集した地方軍政チームの史料、とりわけ、地方軍政チームが運営していた、対占領軍犯罪等を管轄する軍事占領裁判所の裁判記録等の調査を行ったが、史料群自体が予想以上に大きく、滞在期間も限られていたため、そのごく一部を閲覧し、収集するにとどまった。

法制改革の前提となる占領管理体制の運営、とりわけ、軍事占領裁判所の活動や「ポツダム命令」などの「超憲法的」措置に関しては、先行業績が乏しく、その実態はほとんど明らかになっていない。本研究では、GHQ/SCAP文書や日本側史料を分析し、かつ、アメリカ国立公文書館において収集した史料をも用いて、大日本帝国憲法から日本国憲法への憲法秩序の変動と占領管理体制の関係について、GHQの法律家たちの関与に重点を置いて検討を行った (雑誌論文③、図書①)。

(5) 現在ブレイクモア文書の一部が保管されている東京都あきる野市の「協同村ひだまりファーム」の近隣には、「トーマス・ブレイクモア記念社団養沢毛鉤専用釣場」が1955年に開設されているが、このことが端的に示すように、あきる野市 (旧：西多摩郡五日市町) とブレイクモアの関係は、画家であったフランシス夫人も含めて非常に深いものがある。しかし、これまでのところ、あきる野市においてブレイクモア夫妻への関心はあまり高いものではなく、ブレイクモア文書についてもほとんど知られていない。そこで、本研究の過程において行った勉強会等を踏まえて、「協同村ひだまりファーム」の管理者である生活クラブ生活協同組合や養沢毛鉤専用釣場の関係者、あきる野市役所職員などにより「あきる野ブレイクモア夫妻を知る会」が立ち上げられ、ブレイクモア夫妻のあきる野市との関係について周知すると共

に、継続的に関係者の証言の収集等の研究活動を行う枠組みが設定された。今後の「あきる野ブレイクモア夫妻を知る会」の活動は地元の方々が主体的に担っていくこととなるが、本研究の期間終了後も、会の活動には引き続き関わっていくこととしたい。

(6) 本研究の成果について総括するならば、まず、GHQの法律家、とりわけ、民政局において法制改革の中核的役割を果たしたオプラーとブレイクモアに関する史料の所在を可能な限り調査し、未整理であったものに関しては整理を行い、一部については電子データ化を行うことで、史料の利用可能性を向上させた点を挙げることが出来る。しかし、オプラーとブレイクモアが占領期法制改革において果たした役割について、上述したように本研究は、書簡史料の分析を中心として、比較法学者との関係に着目した試論的な枠組みを提示したにとどまっている。本研究において整理・収集した史料を精査した上で、各法領域における占領期法制改革の具体的な検討を行い（本研究では、(3)に記したように、刑事司法制度改革の一部について検討を行ったに過ぎない）、オプラーとブレイクモアが果たした役割について総体的に明らかにすることを、引き続き試みる必要がある（この点、本研究と併行して、法務省法務図書館において所蔵されていた「未整理図書」の整理が行われ、占領期法制改革や占領管理体制に関する貴重な史料が目録刊行と共に公開されたことは、研究の進展に大きく寄与するものと思われる）。

また、彼らの果たした役割をより詳細に検討するためには、彼らのGHQでの活動にさまざまな形で関与したアルベルト・エーレンツヴァイクやマックス・ラインシュタインら「亡命ドイツ法学者」らの活動に関する調査が必要であるが、これらはまだ端緒的なものにとどまっている（五十嵐清「亡命ドイツ法学者のアメリカ法への影響」同『現代比較法学の諸相』信山社、2002年所収）。また、ジョン・H・ウィグモアを始めとする日本法研究者についての調査（岩谷十郎「ウィグモアの法律学校」『法学研究』69巻1号、1996年）、GHQにおいてさまざまな役割を果たした「知日家」らについての調査も必要である（新堀通也編『知日家の誕生』東信堂、1986年）。

更に、オプラーとブレイクモア以外にも、GHQには多くの法律家が存在しており、各法領域においてそれぞれ重要な役割を果たしている（天川晃「占領改革における法律家の役割：憲法改正から諸法制改革まで」、トーマス・L・ブレイクモア記念シンポジウム、2009年5月29日）。上述したマイヤースのように、オプラーと同じ課で民政局・法

務局において法制改革に携わった者（前掲『日本占領と法制改革』6章に掲げられる）、法務局において占領管理体制の運営に携わった者の他、他の部局にも政策立案に携わった法律家が存在していたが、これらの人物のバックグラウンドや関連史料については明らかでないところが多い。戦後日本法体制の形成過程を人的側面から再検討するためには、このような人物についての調査が、今後の大きな課題となろう。

加えて、占領管理体制の法的特質の把握については、本研究では、(4)で言及したように、極めて限定的分析を行うにとどまっている。この点については、アメリカ国立公文書館の所蔵史料が膨大であり、かつ、幅広い領域に亘っているため、改めて本格的な史料調査を行い、現在進められつつある地方軍政の研究をも踏まえながら、解明に取り組む必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計3件）

① 出口雄一、検察審査会法制定の経緯——GHQにおける議論を中心に、『法律のひろば』62巻6号、12—18頁、2009年、査読無

② 出口雄一、「亡命ドイツ法律家」アルフレッド・C・オプラー——異文化接触としての占領期法制改革——、『法学研究』82巻1号、845—875頁、2009年、査読有

③ 出口雄一、憲法秩序の変動と占領管理体制——「日本国憲法施行の際現に効力を有する命令の規定の効力等に関する法律」（昭和二年法律第七二号）の制定及び改正過程を中心として——、『桐蔭法学』14巻2号、1—71頁、2008年、査読有

〔学会発表〕（計2件）

① 出口雄一、トーマス・L・ブレイクモアと日本法——東京帝国大学の学生として、GHQの法律スタッフとして——、トーマス・L・ブレイクモア記念シンポジウム 戦後日本の法と実務：戦後の法改正とその影響、2009年5月28日、於国際文化会館

② 出口雄一、検察審査会法制定の経緯——日本法制史の観点から、2009年度日本法社会学会学術大会、ミニシンポジウム⑥：市民の司法参加の歩み——検察審査会から裁判員制度へ——、2009年5月9日、於明治大学

〔図書〕（計1件）

① 出口雄一、占領管理体制の法的特質、鈴木秀光・高谷知佳・林真貴子・屋敷二郎編『法の流通（法制史学会創立60周年記念事業「若手論文集」）』慈学社、2009年（掲載予定）、査読有

6. 研究組織

(1) 研究代表者

出口 雄一 (DEGUCHI YUICHI)

桐蔭横浜大学・法学部・准教授

研究者番号：10387095

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし